

令和5年度第1回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和5年度第1回定例松本市教育委員会会議録

令和5年度第1回定例松本市教育委員会が令和5年4月27日午後2時10分教育委員室に招集された。

令和5年4月27日（木）

議 事 日 程

令和5年4月27日午後2時10分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育文化センター条例施行規則の一部改正について
- 第3号 教育文化センター専門委員の委嘱について【非公開】
- 第4号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第5号 令和5年度教育委員会各課重点目標について
- 第6号 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
- 第7号 松本市学校給食センター再整備事業について【非公開】
- 第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う市立小中学校の対応について

[報告]

- 第1号 令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第2号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について
- 第3号 令和5年度の学級編制等について
- 第4号 グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について
- 第5号 部活動の地域クラブ活動への移行に係る調査の結果について
- 第6号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第7号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第8号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第9号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について
- 第10号 窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

[周知]

- 1 令和5年度博物館パスポートの配布について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	佐 藤 佳 子
//	春 原 啓 子
//	福 澤 崇 浩

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
こ ども 部 長	百 瀬 由 将
教 育 政 策 課 長	小 西 え み
教育研修センター長	大久保 和 彦
学 校 教 育 課 長	清 沢 卓 子
学校施設担当課長	丸 山 丈 晴
学 校 給 食 課 長	三代澤 昌 秀
生涯学習課長 兼	
中央公民館長	石 川 善 啓
中 央 図 書 館 長	藤 森 千 穂
文 化 財 課 長	竹 原 学
西部4地区担当課長	遠 藤 守
城郭整備担当課長	竹 内 靖 長
博 物 館 長	加 藤 孝
こども育成課長	塚 田 喜代志
教育文化センター所長	高 橋 伸 光
子どもの権利相談室長	田 中 有規子

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	伏 見 宏 美
教育政策担当係長	降 籬 基
教育政策担当主査	竹 内 賢

《開会宣言》 午後2時10分

伊佐治教育長は令和5年度第1回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、令和5年度第1回定例教育委員会を始めます。

今日から教育委員会もDXということで、資料を全てタブレットでご覧いただけるようになりました。試していただいて、使い勝手の悪いところは事務局でサポートしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、会議録の承認をお願いします。

令和4年度の第6回臨時教育委員会、第11回定例教育委員会の会議録について、あらかじめご覧いただきましたが、承認ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ご署名いただき公開したいと思います。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、小柳職務代理者と佐藤委員にお願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件をご覧いただけますでしょうか。議案が8件、報告が10件、周知が1件です。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7号に基づきまして、人事に関する事件、それからその他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを非公開とすることができるかとされています。

議案第1号と議案第3号は人事案件ということで非公開にしたいと思います。議案第7号の松本市学校給食センター再整備事業についての案件につきましては、今の段階では市の内部における検討、協議に関する情報であり、公開することにより率直な意見交換や市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため、非公開にしたいと思います。

異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 それでは、議案第1号、第3号、第7号は非公開といたしますので、最後に協議することとします。

 今回、こども部から報告が1件ありますので、最初にご報告をいただきたいと思いを。よろしくお願ひします。

<報告第1号> 令和4年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

子どもの権利相談室長 説明

教育長 委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いいたします。

佐藤委員 令和4年度の学校訪問は高校だったということですが、学校訪問をしたので高校生からの相談件数が増えた、あるいは児童館への訪問回数が減ったので相談件数が少なかったなど、訪問回数と件数に何か関係はありますか。

子どもの権利相談室長 高校の場合は、学校訪問後、メールの相談や、学校の先生からの紹介で電話相談につながることはありました。件数については、児童センターへの訪問が令和3・4年度は1館ずつになり、令和2年度は10館で90人近くの子供たちの相談を聞いてきたので、児童センター訪問は大きな件数だったと思ひます。

佐藤委員 こころの鈴の対象者は子供ですが、ご家庭の問題が関係することもあるかと思ひます。そういった場合、連携先が非常に重要になってくると思ひますが、普段どのような機関と連携をとっていらっしゃるか教えていただければと思ひます。

子どもの権利相談室長 初回はいじめの相談でも、お話を聞いていると、家族関係の問題が大きかったり、あるいは学校の先生に相談しても何もしてくれなかったりということにつながる場合もありますので、相談内容によって、こども福祉課や教育委員会と相談させていただくことが多いです。昨年は児童相談所というものもございました。

佐藤委員 分かりました、ありがとうございます。

小柳委員 2ページに、今後の進め方として「普及・啓発活動を行いながら」とあります。4年度は高校を訪問しながら学習講座を開いたり普及活動等を行ってきたりしたようですが、普及・啓発というのは、子供の権利擁護に関する意識を高めるような啓発を指しているのか、それとも、こころの鈴という相談機関を

普及しようとしているのか、普及・啓発の中身を教えていただきたいです。

もう1点は、この案件は令和4年度のこころの鈴の実績報告という意味合いが強いので、1ページ目の「2 経過」における令和元年度までの記述は不要ではないかという気がします。

子どもの権利相談室長 まず、普及・啓発活動については、特に高等学校へ行った場合には、子どもの権利に関する条例を知ってもらおうということも含め、困ったときは誰か近くの信頼できる友達や大人に声をかけて相談してねというメッセージを伝えたくて訪問いたしました。

また、経過の記述につきましては、また次年度検討させていただき、参考という形で載せてもいいかなと思いました。ありがとうございました。

教育長 ほかにはよろしいですか。

では、私から1点お願いします。これは教育委員会とこども部と一緒に検討していかなくてはなりません。昨年、市議会の一般質問で、相談の方法・媒体について、LINEのように即時性があって、SOSを出してもらったら、やり取りをしながら相談を重ねるような方法が考えられないかというご提案があったかと思います。そのときにこども部と相談をして、こども部と教育委員会で検討しますというお答えをしています。県がLINE相談を始めていますし、今年度研究していけたらと思いますので、ぜひご協力をお願いします。

子どもの権利相談室長 よろしくをお願いします。

教育長 今後また、こころの鈴で相談があった具体的な事例などを、研究会で皆さんと共有をしていきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

それでは、こちらについては承認といたします。こども部の皆さん、ありがとうございました。

<議案第2号> 松本市教育文化センター条例施行規則の一部改正について

教育政策課長 説明

教育長 何かご質問はありますでしょうか。教育研修センターが立ち上がったことで、一本化したということです。

議案第2号については承認ということでよろしいでしょうか。

それでは、承認とさせていただきます。

<議案第4号> 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

教育政策課長 説明

教育長 何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第4号については承認ということをお願いいたします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（教育政策課）

教育政策課長 説明

教育長 それでは、教育政策課についてご質問、ご意見ありましたらお願いします。

小柳委員 (3) 教職員研修の充実の、イ 具体的な進め方に、「県教育委員会と連携し、県が実施する研修に松本市の教職員が参加できる体制を整備」するとあり、それは必要なことだと思いますが、今後の見通しとして、先生方に県の研修を受けていただく体制はずっと続けていくのでしょうか。

教育研修センター長 特に初任者研修やキャリアアップ研修といった法定研修については、県にノウハウが蓄積しており、また、他地区の先生方との交流も大きな学びの場になることを考え合わせて、継続していくということでございます。

各教科等の専門研修につきましても、県で豊富な講座が用意されておりますので、そちらに教員が選んで自由に参加できる体制は、今後も継続していきたいと考えております。

佐藤委員 (4) 学都松本寺子屋事業の推進についてお伺いいたします。イ 具体的な進め方等の(ア)に、令和4年度実績8団体から「令和9年度30団体の実施を目標とします」とありますが、具体的にはどのような働きかけでこの増加を目指していくのかをお伺いしたいと思います。豊かな学びの機会を提供するためには、支援者も含めた質の向上が非常に重要だと思うので、数のみならず、どのように推進していくかをお伺いしたいです。

教育政策課長 町会や地域の協力が重要なのでそこへの呼びかけや、SNSの活用、教える側については大学に協力を得るなど、いろいろ工夫したいと思っております。

佐藤委員 子どもたちにとって学習の場であるとともに居場所になるというのは、子どもたちがどのような場を求めているかということと合致した形でないと、場をつくってもなかなか子どもたちが来ない、定着しないということが起きるか

と思いますので、数のみならず、内容というところを重視して進めていただきたいなと思っています。

教育長 担当者から何かあればどうぞ。

教育政策担当 子どもが自発的に自分で行ける場所が各地域にあれば良いかなと思っていますので、各地区公民館の協力を得ながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それでは、教育政策課については以上としたいと思います。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（学校教育課）

学校教育課長、学校施設担当課長 説明

教育長 それではご質問、ご意見ありましたらお願いします。

小柳委員 寿中間教室の立ち上げに伴い、7月までに「中間教室」の名称のあり方について検討するということですが、どのような名前と呼ぶかによって、施設の意味合いが表されると思いますので、松本市として不登校への対応をどう考えるかという根本にあるものがうまく反映されたネーミングになればいいなと思っています。

それから、児童生徒には1人1台端末が配備されていますが、教職員は1人1台ずつ持っているのでしょうか。

教育監 持っています。

教育長 令和3年度に、特別な教科の先生に配備がないということをお聞きして、次年度の予算で全て配備をしてもらいました。

福澤委員 (1) いじめ防止対策のイ 具体的な進め方に、「G I G A端末から記入できる仕組みを用意」とありますが、先ほどの報告にあった「こころの鈴」もそうですが、何かしらアプリのような形で、児童生徒がそれぞれの端末経由で、ハードルが低く相談できる仕組みをぜひ構築していただきたいなと思っています。

また、(4) 学校教育情報化推進事業について質問ですが、端末配備1万9千台とありますが、タブレットが壊れやすいという話は昨年来聞いておりますが、そういった場合の代替機の出荷の状況や修理の期間について、統計的なデータが昨年度出ているようなら教えていただけますでしょうか。

学校教育課長 小中学校のタブレットの修理件数ですが、令和3年度の破損報告の件数は501件ございまして、うち修繕が必要だったものが91台ございました。令和4年度につきましては、破損報告があったのは1,202件、このうち修繕が必要だったものは235台ございました。修繕に出しているときの代替機は、専用のものはございません。児童生徒数が減った学校から不要となったパソコンを学校教育課に引き揚げて、それをお貸しして使っていただく形を取っています。

春原委員 学校教育課の重点目標は6項目ありますが、並列と考えてよろしいですか。優先順位などはないでしょうか。骨格部分ですので、総合的に、広く、深く取り組んでいただければと思います。

小柳委員 学校教育課にそれぞれ担当者がいるので、同時進行で進んでいくという理解でよろしいですか。

学校教育課長 重点目標は6項目とも大切ですが、(1)、(2)、(3)は、今年度特に重点的に力を入れていく目標であるため最初に記載しています。ICT化は昨年来から引続き進めておりますし、その後、施設整備について、最後に、教職員の働き方改革について整理して書いております。

佐藤委員 (1)の「不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進」と、(2)の「インクルーシブ教育推進事業」は、緩やかにつながっているのではないかと考えています。不登校の児童生徒への支援も大切ですが、その子たちが不登校になる背景には、通常学級における単一性、同一性が関係しているケースもあるのではないかと考えます。「インクルーシブ」ということを考える中で、「特別支援学級から通常学級へ」という記載もありますが、通常学級における多様性の受け止めが進めばいいなと思っております。

教育長 大事な視点からご指摘をいただきました。不登校に至る背景の中には、均一的で画一的な授業がつまらないというお子さんもいるかもしれないということで、教育政策課の重点目標に出てきましたが、探求的な学びを深めていく「リーディングスクールMatsumotoサポート事業」を並行して進めていくことも、今回は重点的に取り組んでいくこととしています。包括的に取り組んでいくという視点が欠かせないと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは次に、学校給食課お願いいたします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（学校給食課）

学校給食課長 説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

福澤委員 (5)の学校給食費滞納整理について、今年度からコンビニ納付、電子決済とありますが、滞納分の支払いのみに対応していくということでしょうか。

学校給食課長 基本的に全て口座振替でお願いしていますが、口座振込でない方の納付は納付書での支払いとしています。その納付書でコンビニ納付や電子決済が可能になりますので、滞納分と、口座振替になっていない現年分の2つございます。

教育長 現年度、過年度にかかわらず、口座振替でない方は、コンビニ納付も可能になるということで良いですか。

学校給食課長 そうです。

福澤委員 現状を考えると、口座振替の方も、クレジットカードを使えるならカードの方が良いなどという声が出てくるのではないかと思います、もしそのようなご意見が出てきた場合どのようにお考えになりますか。

学校給食課長 想定しておりませんでした、そういう方もいらっしゃるのであれば、検討したいと思います。

福澤委員 市は手数料の負担が増えますが、支払う側はポイントが貯まるので、今、「ポイ活」という言葉もあるくらいですので、そのような保護者の声も少なからず出てくるのではないかと気がします。

教育長 令和5年度から電子決済が対応可能にはなっていますが、口座振替の方に特に周知していないのであれば、検討してもらってよいですか。

教育次長 納付書による支払いやクレジットカード払いは、相手方のアクションが必ず必要になりますが、口座振替はそのアクションが必要ないので確実です。収納率にも影響してくるので、そこも含めて検討が必要だと思います。

福澤委員 カードの定期払いのような信用承認が取れるのかどうかということですね。

学校給食課長 そうですね。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員 滞納の実態についてもう少し教えてください。子どもが卒業後も滞納状態が

続いている場合にはどのように対応するのですか。

学校給食課長 督促か催告状を送っても反応がなければ、電話を掛けたり、市内にいらっしゃる方であれば訪問したりして、話をする中で納付相談に乗っています。

卒業すれば終わりというのではなく、給食費は公平に納めていただくのが原則ですので、現役の小中学生と同じ方法になります。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それでは、生涯学習課・中央公民館からお願いします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（生涯学習課・中央公民館）

生涯学習課長 説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

福澤委員 (3)のICTを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業ですが、具体的な進め方に「動画配信等により」とありますが、どのような方をターゲットにして、どのような学びを提供していきたいと考えていますか。

生涯学習課長 現在は公民館に来ない方をターゲットにして動画を配信して、公民館に来ていただくような仕掛けをと考えております。やはり若い方がなかなか来られないので、若者をターゲットにするのと同時に、今、スマホ講座なども高齢者向けに結構開催していますので、高齢の方にもぜひ見ていただくように周知をしていきたいと思っております。

福澤委員 若い方という声がありましたが、若い人が公民館に来たいと思うきっかけとか、何があれば行きたいと思うかというニーズとかは調査されていますでしょうか。

生涯学習課長 まだ調査はできておりませんが、どちらかというと若い方は自由に過ごしたいという部分がありますので、居場所の開設やWi-Fiの設置により、若者が来やすい公民館にするという考え方で進めております。

講座については周知が難しいので、今まではチラシ重視でしたけれども、市のホームページなどで積極的にアピールしていきたいと考えています。

福澤委員 各地区の未就園児や小学生対象の講座などに参加したことがあっても、中学生や高校生になると、公民館との関わりはなくなってしまうのだろうかという気がしています。その世代をつなぐものを考えて取り組んでいただければ、

若い世代にも公民館がより身近になるのではないかと思います。

教育長 大事な視点をご指摘いただいたと思います。図書館でも今、図書館未来プランをつくり、図書館が今までやっていなかったビジネス支援、働く世代の方に役立つ生涯学習施設を模索してくれています。先ほど、公民館が軸になって図書館や博物館と連携するという話がありましたが、その連携の中に、ICTを活用してこれまで公民館に来られなかった方に届ける、貴重なニーズに応じていくということができるのではないかと思います。公民館が、新たに柔軟にいろいろなことを開拓してくれているので、期待したいと思います。

佐藤委員 (4)の公民館等長寿命化事業の、アの内容の2行目に「照明・トイレの更新をメイン」とありますが、イの具体的な進め方には、その部分が見受けられないのですが、ある程度年数が経った公民館は、どうしても和式のトイレがあり、若い方だけでなく高齢の皆さんにも使いづらいとかねがね思っていました。イの記載にはありませんが、トイレの洋式化は今年度も進める予定でしょうか。

生涯学習課長 Mウイングは今年度トイレの改修を行います。また、松南地区公民館も、和式トイレの改修も含め、屋根・外壁などの改修も行う中間補修の計画になっています。基本的にはトイレは非常に重要な要素ですので、今後、予定している島立、寿台についても洋式化してまいります。

春原委員 公民館活動からは少しずれますが、例えば、あがた児童センターには子どもや青少年の居場所がありますが、そういった市の施設との関わりは全くないのでしょうか。

生涯学習課長 今のところはあまり連携が取れていません。公民館としてできる、若者への様々な場の提供を考えていきたいと思っています。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、生涯学習課・中央公民館は以上とします。

引続き、中央図書館、お願いいたします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（中央図書館）

中央図書館長 説明

教育長 それではご質問、ご意見お願いいたします。いかがでしょうか。

福澤委員 ありがとうございます。(1)の松本市図書館未来プランに基づく事業の推進の、

「ビジネス支援サービス」について、私も実際商売をしている身として、いろいろな情報が欲しいと思ってネットを中心に調べたりすることもあるのですが、行政の図書館のメリットとして、市長部局の商工部門との連携や、「こんなビジネスがしたい」と思ったときに、本などから情報を得るほかに、庁内のどの部署と連携すれば相談ができるとか、具体的なビジネスにつながるサービスや取組みも連携して検討いただけるとありがたいと思いました。

教育長　　そういったことを先進的に行っている図書館から講師をお呼びして、職員が精力的に勉強会をしていましたので、今年度からいろいろなことが展開されていくと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員　「電子図書館の導入」は、これからの時代とても良いサービスだと思いますが、図書館の利用や読書が困難な人であっても電子図書を受信でき、操作できる場合は良いのですが、それができない方であっても何かしらの方法で電子図書が利用できればいいなと思います。無理かもしれませんが、例えばその電子図書サービスを受信できる機器の貸出しなどはできないでしょうか。

中央図書館長　現在貸出しできる機器はありませんが、今後事業を進める中で検討したいと思います。

教育長　　分館はありますが、そこまでたどり着けない方のデジタルディバイドを埋めていくことが必要だと思うので、様々な図書館の取組みを見て、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは図書館については以上といたします。引き続き、文化財課お願いいたします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（文化財課）

文化財課長、西部4地区担当課長、城郭整備担当課長　説明

教育長　　ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

福澤委員　1の事務事業の概要の中に「募金や寄付金などの新たな財源確保に取り組めます」とありますが、「ある特定の文化財の保存活用のために使ってほしいので募金をしたい」という市民の声はあると思います。私も過去に経験したこと

がありますが、市にそういった受け皿がなく、一緒のところに募金をする事
になってしまうので、いち早く、特定の文化財に対して募金や寄付ができる仕
組みづくりを進めていただければありがたいと思います。

また、文化財は観光と結びつく部分もあると思いますので、SNSでの発信
などを観光ともつなげていただき、こういったところが観光客に興味を持って
いただける部分になるかは本当に分かりませんので、情報発信を連携してい
ただければと思いました。

城郭整備担当課長 募金と寄付につきましては、特に松本城ではこれから大型の整備事業が
進んでまいりますので、今年度具体的に取組みを進めていきたいと考えており
ます。市外の方からのふるさと納税の拡充や、市民の方からもご協力いただ
けるよう、ご意見について検討してまいります。

教育長 ほかにはよろしいですか。それでは文化財課は以上です。
最後に博物館お願いします。

<議案第5号> 令和5年度教育委員会各課重点目標について（博物館）

博物館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

小柳委員 (5)の旧博物館施設の解体準備については、令和6年度から着手ということ
ですが、解体に当たって特別な課題はありますか。

博物館長 史跡内にございますので、史跡の破壊を行う行為は当然許されませんので、
松本城整備研究会等に報告し、解体方法について史跡保護の指導を仰ぐことが
重要だと考えております。また、解体後の史跡整備についても、あの場所には
幕末まで古山地御殿が建っていましたので、文化財課と十分協議しながら、史
跡保護やその後の調査等も踏まえた中で、実施設計と解体工事を進めていき
たいと考えています。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

福澤委員 (3)の国宝旧開智学校校舎保存活用事業ですが、本年度、開智小学校創立15
0周年ですので、ぜひ連携していただいて、機運を盛り上げていただければと
思います。

博物館長 休館中ではございますけれども、次年度の開館に向けて、機運の醸成を連携

して図っていくことが大事だと思っております。今年工事中ではありますけれども、来年度に向けてしっかりと情報発信等を含めて取り組んでいきたいと思っております。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それでは、以上で令和5年度の各課の重点目標ということでご協議いただきました。委員の皆さんからのご意見を受けて、教育政策課で修正が必要なところは修正し、公表をお願いしたいと思います。

それでは全体を通してよろしいですか。

ありがとうございました。

議案第5号についてはご承認いただきました。

<議案第6号> 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の一部改正について
学校給食課長 説明

教育長 ご質問、ご意見はありますでしょうか。

保険適用に伴って、様式第2号に気管支ぜん息の記入欄がなくなるというのは、どういうことでしょうか。

学校給食課長 様式第2号は、保護者がお医者さんに書いてもらって学校へ提出し、学校医が保管するものです。これは県から示された様式で、今まではアナフィラキシーと食物アレルギーと気管支ぜん息の3つについて書けるようになっており、保護者の方は、診断書のようにお医者さんに文書料を払って作成してもらってました。今回、アナフィラキシーと食物アレルギーだけは保険適用になったので、これは文書料がかからなくなります。ただ、気管支ぜん息についてはお金がかかるので、それは除きます。もし必要であれば、任意の様式で、保護者の方がお医者さんに書いてもらう形で、ここだけ有料になります。

教育長 アナフィラキシーと食物アレルギーについては保険適用になったので、市で様式の中に新たなところだけ定めたということですね。

学校給食課長 そうです。

教育長 その他、細かい改正が含まれていますが、ほかにはよろしいでしょうか。
それでは議案第6号については承認としたいと思います。

<議案第8号> 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う市立小中学校の対応について

教育監 説明

教育長 これまで臨時教育委員会等で何回もご協議をいただいた「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」の廃止ということで、基本的な対応を示して、学校で適切に判断していただくことになるかと思えます。事前に保健所、校長会の幹事会で検討いただいた原案です。この教育委員会でお認めいただければ、直ちに学校に通知をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

小柳委員 2の基本的な感染対策の中で、手洗い、換気、「三つの密」の回避については、確かに状況に応じて適切に判断することが大事なので異論はありませんが、私はどちらかというところ積極的に行う、励行するという意味合いを持たせても良いのではないかと思います。

教育長 そういったご意見がありましたが、いかがでしょうか。

小柳委員 もっと進んで手洗いするとか換気をするというような意味合いの表現を加えても良いのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

教育長 いかがでしょうか。保健所からは、この3つは感染対策として継続したほうが良いというご意見ですか。

教育監 最初はもう少し緩めた方向で相談したのですが、手洗い、換気、「三つの密」の回避があつての、「マスク着用は個人の判断に委ねる」ということなので、基本的感染対策としては引続き有効だということはずいぶん入れてほしいということで、最初に、「新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては引き続き有効であるため」という2行を追加しました。

教育長 手洗いと換気は、コロナで本当に習慣化したなという感じがしますが、私が心配するのは、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保について、基本的に継続していくというニュアンスになってしまうことによって、必要以上に子どもたちの活動をコロナ前に戻らないよう制限する、というメッセージにならないものにする必要があるかと思えます。確かに感染対策としては有効ですが、学校の環境や子どもの人数によっても違って来るので、状況に応じて対応ということにして、学校が主体的に判断をしていただくということが大事な

と思います。

小柳委員 先ほども述べましたが、状況に応じて適切に判断することについて基本的に異論はありませんが、この3つについては「励行していく」ということを入れたほうがいいのかなどという感想です。

教育長 では、基本的な感染対策はこのような内容にして、例えば感染の流行期には、この3つの感染対策は大事にしてくださいねというようなメッセージを送っていくという対応ではいかがでしょうか。ほかの委員さんご意見があればお願いします。

佐藤委員 新型コロナウイルスに関する文章ではありますが、この手洗い等の手指衛生や換気は、新型コロナウイルスに限らず様々な感染症に対して有効な手段だと思います。おそらく先生方はふだんから、小学校の低学年等にはかなりきちんと指導をされていると思いますが、一番下の「三つの密」についてはコロナで特に出てきた事項だと思うので、手洗いと換気、「三つの密」というこの3つは横並びではないような気がしています。

ですので、三密の書き方には迷うのですが、いずれにしても、逆に言えば新型コロナウイルスに限らず感染症対策として有効であるためというところが、例えば上の2つに関しては言えるのかなと。ただ、三密というのがこのコロナ以前にあったかなと考えると、そこが一律で括れないような気もしていて迷っているところです。

教育長 換気もコロナのときに出てきたのではないのでしょうか。エアロゾルのことが言われるようになって、換気と三密の回避ということだったと思います。

小柳委員 換気については、冬は暖房によって教室の空気が乾燥するので換気することはありません。乾燥するとインフルエンザが流行することもあったかもしれません。

教育長 では、ここの順番を変えて、「三つの密」の回避については「新型コロナの特徴を踏まえた基本的対策としては引き続き有効であるため、状況に応じて対応」として、手洗い等の手指衛生と換気は、「コロナに限らず基本的な感染対策として励行に努めます」というふうにしますか。どうでしょうか。

小柳委員 先ほど教育長がおっしゃったように、流行期の対応で良いと思います。

佐藤委員 例えば、感染が広がった場合、7の感染が広がった場合における対応のよう

な状況も今後もあり得るということですよ。

教育長 あります。

教育長 この期間、学校が横並びでやらないといろいろな副作用があるために、細かいことを決め過ぎているところもあったのではないかと思います。

 それでは、この原案ということによろしいでしょうか。学校での運用の方法や、保護者の皆さんからのご意見があった場合に、柔軟に皆さんにご報告をしていきたいと思います。

春原委員 すみません、7の感染が広がった場合における対応については、学校から教育委員会に連絡をして、きちんとした説明があつて、市教委で柔軟に判断するということですか。

教育長 はい。今までもインフルエンザのときには、この20%ということで運用しており、今年の1月から、コロナについてもインフルエンザと同様にこの基準で運用してきました。これを継続していくということになるかと思っています。

春原委員 5月8日以降の考え方、基本的にこれで賛成です。

教育長 はい。それでは議案第8号については承認をいただいたということで、学校には周知をしていきたいと思います。

<報告第2号> 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

教育政策課長 説明

教育長 何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

春原委員 任期について、「委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。」とありますが、今後の見通しなど、もう少し丁寧にご説明いただけますか。

教育政策課長 令和8年度までに移行するという方針がありますので、それまでにはということになります。

春原委員 一応そういう目安ということですね。

教育政策課長 それまでにもっと早く移行できたらということはありませんけれども。

教育長 ほかにはいかがですか。ご質問よろしいですか。また随時ご報告をしていきたいと思います。

それでは、こちらについて承認したいと思います。

<報告第3号> 令和5年度の学級編制等について

教育監 説明

教育長 それではご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員 3ページ目、緑色の網掛けとなっている田川小と芝沢小についてお聞きします。35人を超えたら学級を2つに分けるのが良いと思っていますが、田川小は、2年から3年になる際にクラス編制を行わず、37人で1クラスとなる過大学級をつくったのは、子どもたちの教育にとって良いと判断したからでしょうか。それとも途中で減ってしまったら困るという思惑があったからでしょうか。

私は、例えば、36人で2学級にして、途中で1人いなくなり、35人で2学級になっても良いと思っています。松本市教育委員会としては35人学級を維持していくよう支えていかなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育監 田川小については、学校でも事前調査を行い、当初は転出予定の方がいらっしまったので35人となる予定だったのですが、年度末に転出しないことになりまして、県にもご指導いただきながら、何とか2学級にできないかと検討してきたのですが、どうしても職員の配置が間に合わないということがあり、年度末に保護者会を開いて、TTが入るということで何とかご理解をいただき、37人1学級でスタートしたという状況であります。

小柳委員 分かりました。いろいろな要素があつて無理だったということなのですね。

私は、5月上旬に転出があるので減ることが分かっているならともかく、仮に7月に転出して児童数が減った場合であっても、4月の段階では過大学級でスタートしない方が良いと思います。

春原委員 年々、児童生徒数が減少している影響もあるのかと思われませんが、教員の働き方改革を念頭に、1クラス35人を基本とした県の基準を維持しつつ、教科の授業内容によっては、1クラス2人担任制を採用することによって、より効果的な成果が期待できるのではないかと思います。非常勤講師の先生も分掌に加わっていけるような緩和策が考えられると良いと思います。

佐藤委員 以前のニュースで、国が小学校の学級編制の標準を5年間かけて引き下げるということがあったかと思いますが、そういったことも踏まえて、県の基準が今後さらに引き下げられていくという動きは今の時点ではないのでしょうか。

教育監 今のところはありません。

教育長 国の基準は40人でしたが、県が先行して35人にしているので、それをまたさらにということは。

佐藤委員 国は小学1年生だけでしたか。学年を限って引き下げているのでしょうか。

教育長 段階的に6年生まで引き下げていくことになっていると思います。

佐藤委員 分かりました。

春原委員 これから子どもの数ももっと減っていく状況の中で、単純に考えればクラス数も教職員数も減っていくわけですが、そこをうまく考えていけないものかなと思います。

教育長 ただ、どうしても学級数と先生の国庫負担が義務標準法で決められているので、お金が来ないと人の配置ができないという、厳しい基礎定数という縛りがあります。春原委員がおっしゃることも十分分かるのですが、国の縛りに加え、もう本当に深刻な教員不足で、なかなか根本的な解決につながっていかない、子どもたちを中心とした学びということになるともう少し手厚くやっていきたいところですが、なかなか如何ともしがたいところがあるかと思います。

福澤委員 別紙1の特別支援については、学級数や教職員数は充足しているのか、それとも人手不足でこのような状況になっているのか、現状として、特支については職員等については満たされているという見方でよろしいでしょうか。

教育監 基本的に特別支援学級の担任はそれぞれ付いておりますので良いかと思えますし、ご承知のとおり市費でもいろいろな教員を付けておまして、特別支援の教育支援員も付いております。いずれにしても、特別支援学級が増加傾向であることは間違いないので、根本的な解決を目指していかなければいけないと思います。

教育長 ほかにはよろしいですか。

こちらについては報告を受けて承認したいと思います。

<報告第4号> グリンデルワルト村中学生ホームステイ受入事業について

学校教育課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。コロナを経て久しぶりの交流ということですね。

それでは、報告第4号については承認としたいと思います。

<報告第5号> 部活動の地域クラブ活動への移行に係る調査の結果について

教育監 説明

教育長 委員の皆様のご意見を反映して整えたということですが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

佐藤委員 改めて先生方も部活動の指導を望まないという部分が浮き彫りになっていると思います。また、金額の設定自体が、アンケートとして低過ぎたのかなと思うので、結局1,500円以上という「以上」が、どのあたりあればというのが見えてこないですね。それが2,000円なのか3,000円なのかというところが、全て「以上」の中に含まれるので、恐らく1,500円で良いわけではないというところかなと思いますので、また何か機会があれば、その金額が出せるかどうかはまた別の問題として、希望される金額がこれでは分かりかねるかなと思います。

春原委員 このアンケート調査の、中学校教員の部活動指導への負担感について、「負担ではない」、「どちらかといえば負担ではない」を合わせると約2割で、その2割の方は、お金に関わらず指導しても良いというふうにも捉えられるので、いくらなら指導しても良いかという設問はおかしな感覚を持ちます。

しかし、8割の先生方には負担であり、今後も部活は持ちたくない。学校の教科指導や事務処理などを考えると、部活動指導まで手が回らない、自分の日常の仕事でいっぱいだと捉えられます。

そのような中で、何年かかけて段階的に、学校と松本市教育委員会が連携を取りながら、できることをして行って、なだらかなソフトな関係で進んでいければいいなと思います。

このアンケート調査は、非常に綿密にきちんとまとめられていますが、将来にわたって子どもたちが本当にスポーツや文化に親しんでいくための地域移行を考えて、着々とその方向で行けば良いと思います。しかし、その間に課題が

いろいろ出てきたときに、特に金銭的な問題と指導者の問題を、学校としても、みんなでチームとして支援していく方法はないか、考えていかなければいけないと思います。

福澤委員 小学校5、6年生で休日にスポーツや文化活動をしたいという子が56%程度。中学1、2年生についてもほぼ同じぐらいということで、このアンケートを見ると、約半分強しか休日に部活をやりたいと考えている子がいないという実態が見てとれるのですが、地域移行は、完全に個人の自由意思で参加できるという捉え方で良いわけですね。そういった場合に、平日も現状どおりの部活動ではなく、全て地域に移行していくということですね。

教育長 国は、この2年間で休日に移行できるようにやっていこうという方針を出していますが、松本市の場合は、休日だけではなく平日も移行していくことを一緒に想定していかないと、受け皿づくりはなかなか進まないだろうということで、平日も含めて検討を進めることとしています。ですので、それも想定したこの設問ということがあります。

でも、福澤委員がおっしゃるとおり、子どもたちの半分くらいは、休日は休みたい、自分の好きなことをやりたいと思っているということを尊重していかないといけないと思います。逆に、今の部活動は休日もやっていて、一度入ると抜けられないということを緩和していく必要があるかもしれません。

福澤委員 そうですね。

教育長 もちろん、やりたい子もいますけれども。

福澤委員 両方移行していくのは難しいなという感想です。

教育長 いろいろなオプション、選択肢を増やしていくことが、子どもたちの「やってみたい」を叶えるには必要になってくるということではないかと思います。

ほかにはよろしいですか。先ほどご協議いただいた、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会で、このアンケート結果と、また、既にモデル事業が始まっていますのでモデル事業をしながらその検証をして、並行して松本市としての制度設計を考えていくということになるかと思います。

また、結果の詳細もご覧いただき、気になる点があれば、随時教育委員会の中でご意見を出していただいたり、意見交換をしたりしていきたいと思いますので、よろしく願います。

福澤委員 気になったのが、5、6年生のアンケートの「キャンプ」という答えなのですが、検討委員会の中でキャンプについての検討はなかなか難しいのではないしょうか。

佐藤委員 ブッシュクラフトや屋外活動などをやっている団体はないわけではないので、全ての地域では難しいかもしれませんが、市内の幾つかの地域では可能かなとは思っています。

教育長 子どもたちの希望を基に、キャンプを地域クラブ活動として受けてくれる団体を募集して、協力いただける団体があれば試行的にやっていくことは可能かなと思っています。ほかにも、例えば、家庭科、ダンス、バドミントンももちろんですけども、要望があるところは、公民館や生涯学習に関わる団体などとも連携をして、できるところから始めていきたいと思っています。

ほかにはよろしいでしょうか。

こちらは承認としたいと思います。

<報告第6号> 図書館資料特別整理期間の設定について

中央図書館長 説明

教育長 ただいまの報告に対して、何かご質問、ご意見はありますか。
ありがとうございました。

<報告第7号> まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

文化財課長 説明

教育長 委員名簿の網かけのところが新しい委員です。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

ありがとうございました。

<報告第8号> 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

文化財課長 説明

<報告第9号> 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について

文化財課長 説明
教育長 それでは、報告の第8号及び第9号について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。
それでは承認したいと思います。ありがとうございました。

<報告第10号> 窪田空穂記念館運営委員会委員の委嘱について

博物館長 説明
教育長 こちらは全員任期が変わる委嘱になりますが、よろしいでしょうか。
それでは第10号については承認とします。

<周知事項1> 令和5年度博物館パスポートの配布について

博物館長 説明
教育長 何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
小柳委員 康花美術館という美術館が入っているいきさつを教えてください。
博物館長 すみません、北深志にある私立の美術館ですが、いきさつまでは把握しておりません。
教育長 東洋計量史資料館もそうですが、自分たちも子どもは無料にしたいということかもしれませんね。
博物館長 恐らく、公営の博物館だけではなく民間施設も含めて広く市街地を巡っていただくという趣旨で参加を呼びかけて、ご賛同いただいたものだと思います。
教育長 ほかはいかがでしょうか。
これは紙ですか。
博物館長 そうですね、今のところ紙です。
教育長 何かデジタルになったらかっこいいですね。
博物館長 将来的には考えたいと思います。
教育長 はい。ありがとうございました。
以上で公開の案件については終わりましたので、引き続き非公開の案件に入っていきたいと思います。

<議案第1号> 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第3号> 教育文化センター専門委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第7号> 松本市学校給食センター再整備事業について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和5年度第1回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時27分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

伏見 宏美

会議録署名委員

佐藤 佳子

小柳 廣幸
